

田原市農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数 24人

農地利用最適化推進委員が担当する地区を以下のとおり定め、その地区を単位として、推薦及び募集を行います。

区域名	人数	区域名	人数
六連	1	若戸	1
神戸	2	和地	1
大草	1	堀切	1
田原東部	1	伊良湖	1
田原南部	1	龜山	1
童浦	2	中山	2
田原中部・衣笠	1	福江	1
野田	2	清田	1
高松	1	泉	2
赤羽根	1		

2 任期 委嘱の日から令和11年7月27日まで

3 身分 田原市の特別職の非常勤職員

4 被推薦者及び応募者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行うことができる者とします。ただし、次に該当する場合は、応募ができません。

(1) 破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

5 職務内容

農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)

具体的な活動内容

・会議への出席

事前検討会(月1回・担当案件がある場合のみ)、

農業委員・推進委員連携会議(年4回)、研修会、説明会等

・現地調査及び日常業務等

農用地利用集積計画案件現地調査、農地利用状況調査、利用意向調査、農地の出し手・受け手の発掘、売買・貸借の調整、地域で行われる話し合い等への出席、農家等からの農地に関する相談、農業者年金・農業新聞加入促進活動

6 報酬

日額5,000円に権利設定等の事務1件につき、5,000円以内で市長が規則で定める額を加算した額

7 推薦及び応募の手続き

所定の様式に必要事項を記入のうえ郵送または、持参により、田原市農業委員会事務局(田原市役所北庁舎2階)まで提出してください。

(1) 提出書類

個人が推薦する場合	田原市農地利用最適化推進委員推薦申込書 (個人推薦用)様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	田原市農地利用最適化推進委員推薦申込書 (法人又は団体推薦用)様式第2号
応募する場合	田原市農地利用最適化推進委員応募申込書 様式第3号

(2) 募集要項及び様式の入手方法

① 以下の窓口で入手できます。

- ・田原市農業委員会事務局(田原市役所北庁舎2階)
- ・赤羽根市民センター
- ・渥美支所市民サービス課

② 田原市ホームページからダウンロードできます。

- ・田原市ホームページ

<http://www.city.tahara.aichi.jp>

8 募集期間

令和8年2月2日(月)～令和8年3月2日(月)まで

※書類は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに、最終日は午後5時15分必着

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市農業委員会事務局(田原市役所北庁舎2階)

10 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間及び期間終了後に、農業委員会等に関する法律施行規則第12条第1号及び第2号の方法により公表します。なお、住所、生年月日、電話番号は公表しません。

(1) 個別の情報

- ① 推薦者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
- ② 推薦者(法人又は団体)の名称、代表者又は管理人の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数、構成員の資格又は要件等
- ③ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ④ 推薦又は応募の理由
- ⑤ 推薦をし、又は応募する地区
- ⑥ 推薦者が被推薦者を田原市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が田原市農業委員に応募しているか否かの別

(2) 申込者全体の情報

① 被推薦者及び応募者の数

11 選考方法

田原市農業委員会が、応募書類の記載内容や農業経営の状況等を総合的に評価して、選考します。推進委員の決定は、農業委員会総会において行います。

12 選考結果の通知

選考結果は、議会同意後令和8年6月末に、被推薦者及び応募者へ書面で通知します。

13 その他

必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。

申込書に記入された内容の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行なうことがあります。

14 問い合わせ先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市農業委員会事務局(田原市役所北庁舎2階)

電話0531-23-3519(直通)